

韓国の法律事情

—韓国の電子訴訟制度を中心として—

大阪弁護士会会員

金 紀彦

Kin,Norihiko

1 はじめに

私は、2年間の弁護士活動の後、2010年1月、韓国・ソウルに渡り、韓国の複数の大手ローファームおよび大手銀行法務部で勤務し、韓国語および韓国の法律実務を学ぶとともに、韓国社会において幅広いネットワークを築くことができた。

この度、3年間のソウル勤務を終えて、2013年1月、日本に帰国したところ、韓国の法律事情、特に電子訴訟制度について紹介する機会をいただいた。

2 韓国の法律事情

韓国の法制度は、その多くが日本の植民地時代に整備されたため、法律の構成や法律用語、法解釈に至るまで、日本の法制度と非常に類似したものとなっている。

一方で、韓国は、軍事政権からの民主化を経験し、人権や弱者保護に敏感である上、国民の利便性確保にも非常に関心が高い。さらには、大統領制であること、および、実質的な二大政党制であることから、法律の新設や改正、運用の変更が速やかに行われる傾向にある。

以上のようなことから、日本と類似した法制度の中で、憲法裁判所、電子訴訟制度、家族関係登録制度(日本と同様の戸籍制度から移行)、財産開示制度、刑事手続など、日本よりも先進的な制度も多くみられる。

3 韓国の電子訴訟制度

電子訴訟制度とは、韓国の裁判所が運営する電子訴訟システムを利用して、訴えの提起や訴訟手続の進行を行う裁判方式をいう。

(1)適用範囲

韓国において、2010年3月24日、民事裁判の迅速性や透明性の向上、国民の便宜の実現を目的とし

て、「民事訴訟などにおける電子文書利用などに関する法律」(以下「法」という。)が公布された。そして、2010年4月26日、まず初めに、「特許訴訟における電子文書利用などに関する規則」により、特許裁判所事件について電子訴訟制度が導入された。そして、2011年3月28日公布の「民事訴訟などにおける電子文書利用などに関する規則」(以下「規則」という。)により、2011年5月2日に民事本案事件について、2013年1月21日行政事件および家事事件について、2013年7月29日に成年後見事件について、電子訴訟制度が導入された。さらに、2013年9月16日には保全処分事件について、2014年4月28日には破産・再生事件について、2015年3月23日には民事執行事件および非訟事件について、電子訴訟制度の導入が予定されている。

(2)具体的な手続

① 公認認証書の準備

電子訴訟制度を利用するためには、会員登録時の本人確認と電子書面提出時の電子署名のため、公認認証書¹⁾の発給を受けることが必要である(規則4条、7条)。

② 使用者登録

電子訴訟制度を利用するにあたっては、大韓民国法院電子訴訟ホームページ²⁾ (以下「電子訴訟HP」という。)において、使用者登録をしなければならない(法6条、規則4条)。

韓国人だけではなく、外国人も使用者登録が可能である。また、法人や権利能力なき社団も使用者登録が可能であるが、韓国において法人登記や事業者登録がなされていることが必要である。また、電子訴訟において弁護士が代理人として活動するためには当該弁護士も使用者登録する必要があるが、ここ

- 1) 本人確認のために利用される情報および電子署名が本人のものであることを証明する電子的情報。韓国では、インターネットショッピングなどで広く利用されており、金融機関を通じて、金融決済院から発給を受けることが一般的である。
- 2) <http://ecfs.scourt.go.kr>
- 3) 個人情報は非公開であり、また、未成年事件などは公開が制限される。民事事件の判決についても、2015年からインターネット上に公開される予定である。
- 4) 地裁や高裁の弁論手続も含めて、生中継の対象拡大を検討中とのことである。

にいう弁護士は、大韓弁護士協会に登録された韓国の弁護士に限られる。

③ 同意手続

電子訴訟制度を利用するためには、同意手続を行わなければならない(法11条)。当該事件に限って同意することも可能であるし、1年以内の一定の期間を定めて、その期間内は電子訴訟制度を利用するとする包括的な事前同意も可能である(規則24条1項2号)。

同意手続は、電子訴訟HPの同意確認画面において同意欄をクリックする方式で行われる。

なお、韓国は片面的な電子訴訟制度を採用したので、一方当事者が電子訴訟制度の利用に同意しても、他方当事者が同意しない場合、当該非同意当事者に対しては、裁判所書記官は、電子書面を出力して通常の方法で送達することとなる(法12条、11条)。

④ 電子文書の作成・提出

訴状や請求の趣旨変更申立書、証人申請書など、一定の形式にしたがって作成する書類については、電子訴訟HP内に入力フォーム(当事者の情報、請求額、事件名、管轄裁判所、請求の趣旨、請求原因など)が用意されており、当該入力フォームに入力すれば、自動的にPDFファイルで訴状などが作成できるようになっている。

答弁書や準備書面などについては、作成したファイルを電子訴訟HP内で添付して送信する方法で提出する。また、提出証拠や付属書類については、

PDF、ワード、エクセルなど、各種のファイル形式を添付することが可能であり、各種のマルチメディアファイル形式で映像や音声などを証拠提出することもできる(規則13条)。

なお、訴訟費用は、クレジットカードによる決済または銀行振込によって納付する(法15条、規則41条)。

⑤ 送達

電子訴訟制度の利用に同意した場合、送達については、裁判所から当事者に携帯電話メールや電子メールで通知され、当事者が電子訴訟HPで送達書面を閲覧・出力する(法11条、規則26条)。

⑥ 事件記録の閲覧・出力

電子訴訟制度の利用に同意した場合、該当事件の事件記録をいつでも電子訴訟HP上で閲覧・出力することが可能である(規則38条)。

4 結び

電子訴訟制度の他にも、2013年1月1日以降に確定した刑事事件について、大法院(日本の最高裁判所に相当)のホームページ上で、原則として判決全文が公開されており³⁾、また、2013年3月21日には、テレビおよびインターネットで大法院の弁論手続を初めて生中継する⁴⁾など、韓国では、インターネットを通じた先進的な制度が始まっている。日本においても、人権保護などに配慮しながらも、国民の便宜および開かれた司法の実現のために、インターネットという新しくて便利なツールを司法制度においてどのように活用していくか、積極的に検討していく必要があろう。



IBAコラム

IBA東京大会への招待② (若手編)

静岡県弁護士会会員 内山 宙

私は、昨年2012年にダブリンで開催されたIBA年次総会に参加しました。130か国から5000人近い弁護士が参加し、180ものセッションがあるのには驚きました。生殖医療における相続や製造物責任等の最先端の議論もありましたし、弁護士倫理に関して日本と同じような悩みを持っていることも分かりました。これに参加したことで、視野や仕事の幅も広がりました。また、私のような地方の弁護士でも、顧問先等が海外進出していて、海外関連の訴訟対応等で、外国の弁護士に協力してもらうのにも役立っています。来年2014年の年次総会は東京で開催されますが、近い将来日本での開催はないと思いますし、海外に行くよりも参加しやすいので、また参加したいと思っています。